

第2期(後期) 東アジア 若手日本語教師派遣プログラム 応募要領

YJT-A

08AUG-09JUL

1	趣旨	<p>東アジアを中心に増加する日本語学習者の需要に応えるため、大学で日本語教育を専攻した日本の学生等を、東アジア諸国等に派遣し、現地日本語教育機関で日本語教育等に従事してもらいます。それにより、現地青少年の対日理解を促進し、将来に向けた親日層の基盤作りを行うと同時に、日本の若者の国際理解の増進を図るプログラムです。</p> <p>このプログラムは「21世紀東アジア青少年大交流計画(JENESYS Programme)」の一環として国際交流基金が受託して実施します。</p>
2	実施時期・場所 採用人数	<p>(1)派遣期間・時期： 10ヶ月程度。 平成22年1月～2月より順次派遣を開始します。 派遣開始時期は、国によって異なります。</p> <p>(2)主な派遣予定先： 以下の国で日本語教育を行う教育機関に派遣します(予定)。 マレーシア、インドネシア、ブルネイ、ミャンマー、オーストラリア、ニュージーランド 現地の治安情勢等により、派遣予定国は変更の可能性があります。</p> <p>(3)採用人数：30名程度(予定)</p>
3	プログラム内容	<p>派遣先の中等教育機関、高等教育機関及び公的機関所管の日本語教育機関において、ネイティブスピーカーとして、日本語教育に携わるとともに、日本文化紹介等の活動も行って頂きます。</p>
4	応募資格	<p>(1)日本国籍を有し、日本語を母語とする者。 (2)平成21年4月1日現在で満35歳以下の者。 (3)応募締切日の時点で、4年制大学卒業以上の学歴を有し、さらに以下のいずれかを満たしている者。 a)大学で日本語教育を主専攻/副専攻として修了した者。 b)日本語教育に強い関心を持ち、国内外の中等・高等教育機関、日本語学校等の日本語講師(非常勤を含む)として、1年以上勤務した経験がある者。 c)日本語教育能力検定試験に合格した者。 d)日本語教師養成講座420時間を修了した者。</p> <p>(4)現地の言語を学ぶ意欲のある者。 (5)海外での長期滞在の任に堪える者。 (6)基金が別途指定する派遣前研修全日程に参加できること(平成21年11月予定) (7)心身ともに健康であること(内定後に健康診断を受けていただきます)。 (8)基金指定の時期に赴任が可能なこと。 (9)自助努力の精神を持ち、現地でのさまざまな状況に柔軟に対応できる者。 (10) 応募時点で海外に在住している者については内定後すぐに日本に帰国し居住できること。(赴任手続き(査証取得)のため)</p>

5	基金が参加者に提供するもの	<p>(1)旅費 往復航空賃(原則としてディスカウントエコノミークラス)、及び規程に基づく移転料、支度料、着後手当(赴・帰任時)、旅行雑費、内国旅費</p> <p>(2) 滞在費 赴任地域別に定められた額を滞在費として支給します。 (参考) 146,850 円 (インドネシア/ジャカルタ:平成 21 年 4 月時点) 地域や年度によって変わりますので、目安とお考えください。</p> <p>(3)住居経費 受入機関より住居の無償提供がない場合には、赴任地域別に定められた上限額を限度とする住居手当を支給します。</p> <p>(4)研修補助費 業務上必要な現地の言語習得に必要な研修費用実費を上限(18 万円)の範囲内で支給します。</p> <p>(5)共済制度等 イ.業務上障害補償制度 ロ.国際交流専門家等補償・共済事業</p> <p>(6)日本語教育に関する教材費 業務上必要な日本語教材を 1 名につき上限額の範囲内で支給します。上限額は派遣機関により異なります。 滞在費、住居経費(および警備費備上費補てん(対象国))は源泉徴収の対象となります。 現地での生活基盤を整える為、一時的に 50 万円程度を自己負担で準備いただき、赴任する可能性があります。</p>
6	応募方法	<p>(1)提出書類: イ.応募用紙 1 部(原本) ロ.推薦状 1 部(原本)(和文もしくは英文)</p> <p>(2)提出先:社団法人 国際交流サービス協会 人材事業部 〒 100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 2-2-1</p> <p>(3)提出締切:平成 21 年(2009 年)7 月 15 日(水)必着(郵送のみ受付)</p>
7	応募記入要領等	<p>応募用紙は全部で 3 ページです。申請する際には、基金ホームページ http://www.jpff.go.jp/j/ からダウンロードし、必要事項を記入の上、提出して下さい。職歴や海外渡航歴等応募用紙欄に書ききれないものについては、適宜別紙に記載し提出して下さい。</p> <p>推薦状は、和文もしくは英文で A41 枚とし、推薦状作成者に関する情報(氏名、肩書、連絡先)を明示の上、提出して下さい。</p> <p>また提出書類は返却しませんので、必ず申請者本人の控えとしてコピーを手元に残しておいて下さい。なお、内定後にパスポート及び大学(院)卒業証明書等の提出が求められます。</p>
8	選考	<p>(1)第 1 次選考(書類選考): 応募書類により選考を行い、平成 21 年 7 月末日までに文書で通知します。</p> <p>(2) 第 2 次選考(面接): 第 1 次選考通過者に対し、下記の通り実施します。旅費・交通費は自己負担とします。 イ.日時:平成 21 年 8 月 3 日(月)または 4 日(火)(予定)。詳細は、第 1 次選考通過者に対し連絡します。</p>

		<p>ロ. 場所: 国際交流基金本部</p> <p>ハ. 結果通知: 平成 21 年 (2009 年) 8 月中旬 ~ 下旬に文書で通知します (予定)。 <u>なお採否理由、選考過程等についてのお問い合わせには一切応じられませんのでご了承下さい。</u></p>
9	被派遣者の義務	<p>派遣される者は以下の条件を守らねばなりません。</p> <p>(1) 滞在国の法令を守ること。</p> <p>(2) 派遣先機関の規則を守ること。</p> <p>(3) 滞在中は本事業の趣旨に専念し、滞在を他の目的 (宗教的あるいは政治的目的等) に利用しないこと。</p> <p>(4) 原則として、派遣期間が終わり次第、直ちに帰国すること。</p> <p>(5) 家族随伴不可。</p> <p>(6) 原則として、任期中は任国外への旅行は不可。また、基金の許可なくして任地を離れることは不可。</p>
10	事業情報の公開	<p>「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13 年法律第 140 号) に基づく開示請求が国際交流基金に対してなされた場合には、同法に定める不開示情報を除き、提出された申請書類等は、開示されます。</p>
11	個人情報に関して	<p>(1) 派遣事業実施のため、採用者の氏名、国名、性別、生年月日、自宅住所、略歴、所属機関、研修期間等に関する情報を、ASEAN 事務局、派遣対象機関、派遣対象国の在日大使館、日本国外務省および関連各公館等関係機関に提供します。</p> <p>(2) 採否審査のため、提出書類、申請書及び推薦書等を外部有識者等に提供することがあります。</p> <p>(3) 申請書に記入される連絡先に、他の基金事業についてご案内をお送りすることがあります。</p> <p>(4) 採用された場合、派遣教師の氏名、国名、性別、所属機関、派遣期間等に関する情報により統計資料を作成し国際交流基金年報、事業実績、ホームページ等に掲載するために利用します。</p> <p>(5) 参加者フォローアップ、事業評価および学術研究の統計資料作成のため、採用者及び所属機関の情報を利用することがあります。</p> <p>(6) 提出された申請書及び関連書類は一切返却いたしません。</p>
12	その他	<p>被派遣者と国際交流基金の関係</p> <p>基金と被派遣者は、派遣に先立ち契約を締結し、それに基づき基金は派遣者に業務を委嘱します。(なお基金は、被派遣者の帰国後の就職の斡旋や生活保障の責任は負いません。)</p>
13	問い合わせ先	<p>社団法人 国際交流サービス協会 人材事業部 JENESYS 担当</p> <p>〒 100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 2-2-1 外務省別館</p> <p>Email: jenesys-i@ihcsa.or.jp (“-“はハイフンです。)</p> <p>電話でのお問い合わせは、受け付けておりません。</p>